

都市計画法 34 条 12 号区域について

区域指定制度とは、市街化調整区域内のあらかじめ指定した区域において、既存集落の維持・保全を目的に、申請者の出身要件を問うことなく誰でも住宅や一定の小規模な店舗や事務所の立地を許可の対象とする制度です。

□告示日 平成 30 年 6 月 7 日(茨城県告示第757号)

□指定区域

集落名	集落区分	集落面積
上島津地区	第 4 種集落	41.9ha
下島津地区	第 4 種集落	24.7ha
上条地区	第 4 種集落	19.9ha
追原地区	第 4 種集落	27.7ha
君島地区	第 1 種集落	13.8ha
福田地区	第 4 種集落	19.8ha

※第 1 種集落 幹線道路に沿って発達した既存集落

※第 4 種集落 地形、地物等の状況により集落が拡大するおそれのない既存集落

※詳細な指定区域は、阿見町産業建設部都市計画課内(2 階)及びホームページで閲覧することができます。

□指定区域内における建築物の要件

項目	内容
建築できる建築物の用途	(1) 一戸建て住宅、共同住宅・店舗併用住宅・日用品販売店、学校、神社、老人ホーム等に類するもの、公衆浴場、診療所、巡査派出所等の公益上必要な施設など ※建築基準法別表第 2(ろ)項各号に掲げる建築物 (2) 延べ面積 200 m ² 以下の事務所若しくは作業所
敷地面積の規模	300 m ² 以上
建ぺい率・容積率	建ぺい率 60%以下・容積率 200%以下
建築物の最高高さ	10m 以下

※指定区域内であっても、排水や接道等の技術基準を満たさなければ開発許可等を受けることはできません。また、農地転用許可等の他法令による許可を受ける必要がある場合には、当該許可を受けなければなりませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

茨城県 県南県民センター 建築指導課 TEL029-822-7082,029-822-7079

阿見町 産業建設部 都市計画課 TEL029-888-1111(内)232